

## 県外保育士誘致支援事業について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、沖縄県外から沖縄県内に移住し、保育士として就業予定の方に渡航費、引っ越し費用を補助します。

※R7.4.1から就業する方のうち、R7.3.1からR7.3.31までに移住した方も対象となります。（就業開始がR7.4.1より前の場合は補助対象外となります。）

○2人以上世帯 … 40万円

○単身世帯 … 20万円

**対象者** ※以下の項目に全て該当すること

- 保育士資格を有している者。
- 沖縄県内に移住する直前に沖縄県外に在住していた者。
- 令和8年3月31日までに沖縄県内の保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）に就職する予定の者。
- 沖縄県内の保育所等で週20時間以上かつ1年以上勤務する者。



**お問い合わせ先**

就業予定の保育施設が所在する市町村 保育主管課

※ 市町村によって事業の実施有無や内容が異なる場合がありますので、詳細は保育施設が所在する市町村担当窓口へお問い合わせください。